

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年9月2日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表福島八軒住宅の項戸数の欄中「7」を「5」に、福島三佐住宅の項戸数の欄中「2」を「1」に改め、同表中

「霧島市国分松木町29番6、7、10、11号	木造平家建	2	昭和32
霧島市国分松木町29番5、8、9、12号	木造平家建	4	昭和34
霧島市国分松木町29番13号	木造平家建	1	昭和35

「霧島市国分松木町29番6、7、10、11号	木造平家建	2	昭和32
霧島市国分松木町29番5、8、9、12号	木造平家建	2	昭和34

」に、寺馬場住宅の部霧島市国分清水二丁目23番1、45号の項戸数の欄中「2」を「1」に改め、西原第2団地の項を削り、同表中

「霧島市横川町中ノ83番地	木造平家建	5	昭和28
霧島市横川町中ノ83番地	木造平家建	5	昭和29

「霧島市横川町中ノ83番地	木造平家建	3	昭和28
霧島市横川町中ノ83番地	木造平家建	4	昭和29

」に改め、同表中茶屋住宅、旧東中前住宅及び宇都馬場西住宅の項を削り、同表西馬場上住宅の部霧島市隼人町真孝1405番地1の項戸数の欄中「4」を「3」に、同表中

「中城住宅	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	1	昭和28
-------	----------------	-------	---	------

	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	3	昭和30
	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	1	昭和31

」を

「 中城住宅	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	1	昭和28
	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	3	昭和30

」に、同表

松元住宅の項戸数の欄中「3」を「2」に改め、同表中住吉2住宅の項を削り、同表角志田住宅の項位置の欄中「2962番地」を「2962番地7」に改める。

(霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第278号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中牧場住宅5号の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2項第5号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

#### (提案理由)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）により題名が改められたことに伴い、及び老朽化した市営住宅及び単独住宅の取壊しを行うため、関係条例の所要の改正をしようとするものである。